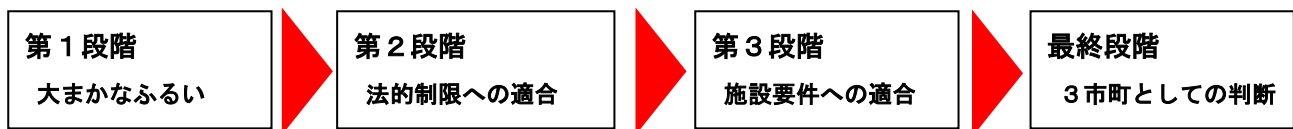


資料 2

候補地の評価基準（案）について

（1）評価の方針

合計 3 4 の候補地に対し、次のとおり段階的に評価を実施する。



第3段階までは「○」「×」で評価し、それぞれの候補地の適正性について段階的に評価する。

最終段階では「経済的優位性」等を考慮しながら判断する。評価方法については、現在検討中。

（2）評価項目及び評価段階の設定

→ 詳細は次ページより記載

(2) 評価項目及び評価段階の設定 (第1段階)

雲南圏域全体を対象範囲に一旦候補地を抽出した結果、候補地数が多数となった。第2段階以降、雲南圏域の実態に即した評価を実施し、また評価作業の効率化を図るため第1段階では次の視点で候補地を大まかに絞り込む。

○評価項目

①既存施設の利活用方針との適合

整備基本構想で示す、新施設整備後の既存施設への対応方法は次のとおり。

施設名	対応方法
雲南エネルギーセンター	新施設の位置決定後、対応方法を再検討（解体撤去、中継施設、直接持込ごみの処理施設として再整備など）。
リサイクルプラザ	上記と同様。ただし、敷地の一部が土砂災害特別警戒区域であることに留意。
仁多可燃物処理センター	上記と同様。ただし、施設稼働後40年以上が経過していることに留意。
仁多クリーンセンター	上記と同様。ただし、敷地の大部分が土砂災害警戒区域、一部が土砂災害特別警戒区域であることに留意。
いいしクリーンセンター	収集運搬費等の経済性の観点から、引き続き中継施設として稼働することが有効と判断。

いいしクリーンセンターを中継施設として存続させた場合、同施設の所管エリア内に新施設を重複建設することは住民の利便性や経済性の面から適切ではないと判断する。

②重複検討の回避

抽出候補地については、近傍に位置する候補地や同一地区内に位置するものが複数存在する。第2段階評価以降、詳細データ等の収集や具体的な試算・検討を行うに際しての効率化を図るため、このような候補地については第1段階において代表的な候補地を一つに絞り、詳細の検討を行う。

なお、代表的な候補地が有力地となった場合など、必要に応じ除外した候補地との比較等も適宜実施していくこととする。

(2) 評価項目及び評価段階の設定 (第2段階)

土地利用上、法的手続き等が必要となるもののうち、①当該土地に立地自体ができない区域 ②許可制度はあるが開発面積、施設用途から許可が下りない区域 ③その手続きにより事業遅延が生じる可能性のある区域等がある。それらの項目を整理し、照合する中で候補地としての適正を判断する。

○評価項目

①都市計画法上の用途指定区域

用途指定区域のうち、住居系地域及び商業系地域に指定される地域に次期一般廃棄物処理施設を整備することは、次の点から妥当な判断と言い難く、住民理解も得られにくいと判断する。

- ・都市計画との整合性
- ・周囲の景観や雰囲気との適合性

②史跡・名勝・天然記念物の有無

国、県、3市町が指定する文化財のうち、面的要素の強い史跡・名勝・天然記念物については、付近に新施設を建設することで景観や生息域等の環境に影響を及ぼす場合がある。よって、史跡等との位置関係等から候補地の適正性を判断する。

上記の内、雲南圏域において特に配慮が必要なものとして、(1)コウノトリ (2)赤川ゲンジボタル (3)オオサンショウウオの3種が挙げられるが、これらについては次のように取り扱うこととする。

(1)コウノトリ

国の特別天然記念物に指定され、雲南市でもコウノトリの保護及び共生に関する条例で保護している。毎年のようにひな鳥が孵化していることから、影響が懸念される地域での新施設整備は避ける。

(2)赤川ゲンジボタル

「赤川ゲンジボタルとその生息地」として雲南市の天然記念物に指定され、ほたる保護条例でも保護。同条例では大東町小河内、南村、中湯石、新庄、川井、下阿用の6地域を保護区域に指定し、区域内での捕獲を禁止している。一方で国や県の天然記念物等には指定されていないこと、また生息域が赤川水系全域と広いことから、有名な生息地(鑑賞地)付近のみ、新施設整備を避ける。

○赤川ホタルマップで紹介する生息地

- ①小河内（大東東出雲線沿い） ②須賀（須賀橋付近） ③福谷（松江木次線沿）
④七夕公園・ほたる公園（大東小学校・東大橋付近） ⑤阿用川橋付近（阿用川 阿用川橋－おおぎ大橋） ⑥掛屋・横手谷（下阿用地内） ⑦川井（川井大橋付近）

(3) オオサンショウウオ

国の特別天然記念物。雲南圏域にも生息しており、島根県HPでは加食川オオサンショウウオ生息地（奥出雲町横田）が紹介されている。赤川ゲンジボタル同様に生息域が広いことから、有名な生息地付近のみ、新施設整備を避ける。

その他の配慮事項

動植物の中には天然記念物に指定されるもののほか、希少生物としてレッドデータブックに紹介され、特に配慮が必要なものについては、指定希少生物として保護活動が行われているものもある。当該指定希少生物が雲南圏域に生息している可能性は少ないが、前3種も含め、希少生物等の生息の可能性がある場合は生活環境影響調査等の段階でも配慮する。

○島根県希少野生動植物の保護に関する条例で定める希少生物5種

- ①ダイコクコガネ（絶滅危惧1類／三瓶山放牧地） ②オニバス（絶滅危惧1類／松江市内の1つのため池） ③ミナミアカヒレタビラ（絶滅危惧1類／宍道湖流入河川の一部と大田市の大原川、主に河川の中・下流域に生息） ④カワラハンミョウ（絶滅危惧1類／江津市以西の浜辺の河口付近） ⑤ヒメバイカモ（絶滅危惧1類／益田市の高津川など限られた水系の上流域）

③埋蔵文化財の有無

工事着手時に埋蔵文化財が確認された場合、当該文化財に係る調査・保存・記録作業等が行われるため、新施設の整備の進捗に影響を及ぼすことが懸念される。

周知の遺跡・古墳・城跡等と位置関係を確認することで、候補地の適正性を判断する。

④国有林

国有林は、森林の持つ多様な機能を生かすため、水源涵養、山地災害防止など5つのタイプに分類され、それぞれの目的を果たすよう国において管理経営がされている。大規模開発等に係る許可取得には困難が予想されるため、国有林内への新施設整備は避ける。

○雲南圏域内の国有林

- 雲南：三郡山、井谷奥、日登、芦原、三谷、大志戸、南谷、北谷、八重山
奥出雲：船通山、八川、小峠、猿政山、イザナミ
飯南：程原、三瓶山

⑤国定自然公園

雲南圏域には、比婆道後帝釈国定公園があり、奥出雲町に所在する吾妻山、船通山、三井野原一体がその対象エリアとなっている。従って、対象エリア内への新施設整備は避け、また付近に設置する場合は景観や環境への影響に配慮し、その妥当性を判断する。

⑥鳥獣保護区

国及び島根県は定める雲南圏域内の鳥獣保護区は次のとおりであり、区域内への新施設整備は避ける。

○国指定の鳥獣保護区　：　市内に該当なし

○県指定の鳥獣保護区　：　雲南市（久野、大万木、健康の森）、奥出雲町（船通山、馬木、阿井、鬼の舌震）、飯南町（来島ダム、志津見、和恵、三瓶山）

⑦自然環境保全地域

島根県自然環境保護条例で定められる雲南圏域内の自然環境保全地域は次のとおりであり、区域内への新設整備は避ける。

○圏域内の自然環境保全地域

雲南：なし　奥出雲：なし　飯南：赤名湿地性植物群落、女亀山

※県内でも6か所

⑧土壌汚染に係る地歴

3,000m²以上の開発を行う工事では、土壌汚染対策法上の届出が求められ、土壌汚染に係る地歴のある土地については、調査が求められ工事の進捗に影響を及ぼすほか、必要な対策を講じることで整備費用が増加することも懸念される。よって土壌汚染に係る地歴の有無により、候補地の適正性を判断する。

(2) 評価項目及び評価段階の設定 (第3段階)

雲南市・飯南町事務組合により作成された「一般廃棄物処理施設用地選定方針」に挙げられる候補地抽出条件を参考に、施設整備に必要な要件を次のとおり整理し、候補地の適正性を判断する。

○評価項目

①有効敷地面積の確保

次期一般廃棄物処理施設については、処理の効率化や経済性の点から可燃ごみ処理施設、資源リサイクル処理施設、最終処分場の一体的整備をめざしている。このため、概略敷地図を作成し、将来も踏まえた一体的整備に係る土地の開発の可能性を見極めた上で、候補地の適正性を判断する。

○：将来を見据えた土地の開発が可能と判断できる候補地

×：将来を見据えた土地の開発が困難と判断される候補地

②防災指定の状況

一般廃棄物処理施設には日常における安定的な廃棄物処理に加え、災害時において発生する災害ごみ（一般廃棄物）に対しても処理対応が求められる。罹災リスクを回避する視点から、防災指定区域内への新施設整備を避ける。

○防災指定区域

①土砂災害警戒区域（地すべり、急傾斜地、土石流） ②土砂災害特別警戒区域（急傾斜地、土石流） ③砂防指定区域 ④急傾斜地崩壊危険区域 ⑤地すべり危険区域 ⑥地すべり危険地 ⑦洪水浸水想定区域 ⑧既知断層直上（宍道湖南方の地震の断層の直上）

③学校等の施設までの距離

施設の敷地境界から、100m以内に静穏が求められる学校等の施設がないことを要件とする。

学校等：小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所、認定こども園

病院：病院、診療所

住宅群：複数世帯が隣立する最寄り箇所を住宅群とする

④水道接続の可能性

新施設における可燃ごみの処理方式を現在採用率・普及率が最も高い燃焼方式とした場合、100 t／日の水の供給が冷却水として必要となる。この水は地下水等でも代用可能であるが、常に安定した供給を行える水道水とするのが最良であるため、「水道接続の可否」を要件とする。

⑤下水道接続の可能性

可燃ごみ処理施設から発生する汚水は浄化処理を行った上で、冷却水等として再利用されるため外部へ放出されることはない。

一方、付近住民等が最も不安に感じるのは最終処分場から発生する処理水に関する問題である。不安の払拭を図るためにも、新施設（最終処分場）の処理水・発生水は全て下水道へ投入し、付近河川への影響を抑制することが最良と考える。よって、「下水道接続の可否」を要件とする。

